

令和8年4月から
始まります!

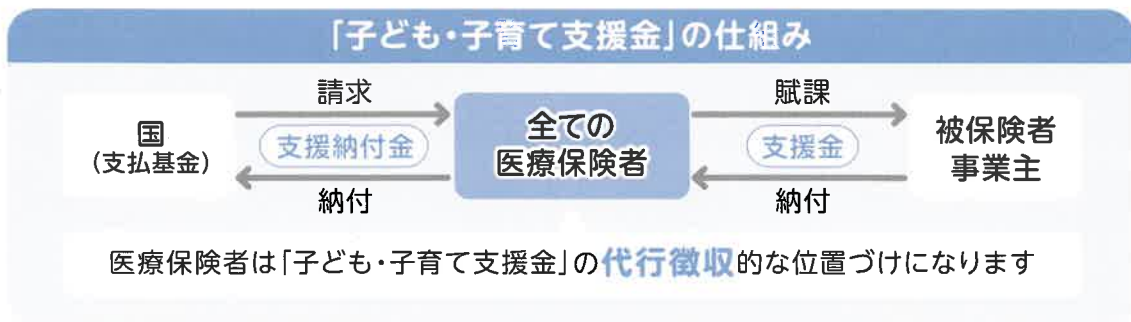
子ども・子育て支援金制度

子ども・子育て支援金制度は、子育てを社会全体で支えるための制度です。全ての世代や企業の皆さまから子ども・子育て支援金をいただき、それを財源に子育て世帯への支援を行って、少子化に歯止めをかけ、日本の未来を支えていく制度になります。

ご理解ご協力をお願いいたします。



令和8年4月より、従来の保険料とあわせて子ども・子育て支援金のご負担をお願いいたします。皆さまからお預かりした支援金は、子ども・子育て支援納付金として国に納付することになります。



※子ども・子育て支援金は、子ども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、従来納めていただいている保険料とは区分された仕組みです。医療分や後期高齢者支援金分などに流用することはありません。医療保険者は、あくまで国の代わりに徴収し、納付するだけとなります。

※支援金の賦課上限や低所得者への軽減措置があります。

※子どもがいる世帯への負担が増えないように、18歳未満の子どもへの軽減措置があります。

子ども・子育て支援金制度の

Q&A

Q 他の事業にも流用するのは？

A 中面で紹介した6つの項目以外には使うことができない仕組みになっています。また、子ども・子育て支援金を財源に実施する施策は、国の特別会計において収入と支出を見える化し、施策の効果検証もしっかり行われることになっています。

他の事業には
流用できない仕組みに
なっています



全世代で広く
分かち合うという
仕組みになっています



Q なぜ医療保険料とあわせて納めるの？

A 医療保険制度は、他の社会保険制度と比較して賦課対象者が広いこと、現行制度においても、後期高齢者支援金や出産育児支援金など、世代を超えた支え合いの仕組みが組み込まれていること、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることが、医療保険制度の持続可能性を高めることなどから、支援金を医療保険料とあわせて拠出することになりました。

Q なぜ全員で支払うの？

A 少子化対策や子育て支援策は、子どもたちが生まれ、健やかに成長していくためのものです。そして、その子どもたちは将来この社会を支え、社会保障の担い手ともなります。その恩恵は社会全体にいきわたります。独身の方や、既に子育てを終えられた方も含めた全世代が恩恵を受けることになります。

このように、子ども・子育て支援金は、全ての方にメリットがある少子化対策、子育て支援策のための財源の一つであるため、全世代で子育てを支える制度としています。

メリットを受けるのは
子育て世帯だけでなく、
全世代です



目安は
医療保険料の5%程度
ということなのね



Q 支援金の個人負担額は今後どうなっていくの？

A 加入する医療保険を通じて所得に応じて支援金を拠出するため、負担いただく金額は人によって異なりますが、令和10年度の負担額は、現在お支払いいただいている医療保険料の5%程度の額になると試算されています。

詳しくはこども家庭庁「こども未来戦略」加速化プランをご確認ください。

こども家庭庁ホームページ 